

地域住民の皆様へ

加茂市教育委員会教育長

公民館西分館への「教育支援センターやすらぎ」の移転および
今後の施設利用について

日頃より、本市の教育行政および公民館活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、児童生徒の安全確保と支援環境の維持・向上を目的に、現在旧勤労青少年ホームに設置しております「教育支援センターやすらぎ」（以下、「やすらぎ」と言います。）を、令和8年9月から「公民館西分館」内へ移転することといたしました。

やすらぎの移転および今後の施設運用に関し、住民の皆様からいただいたご懸念については、下記のとおりご説明と回答を申し上げます。

記

1 移転の背景と目的

現在のやすらぎは、建物の老朽化により維持管理および児童生徒の安全確保が喫緊の課題となっております。一方、公民館西分館は地域の活動拠点として日常的に活用されている施設です。

そこで、西分館の各種設備を修繕し、適切な学習環境を整えることで、児童生徒が安心して通える場を確保できると判断し、移転を決定いたしました。

2 避難所指定を解除する理由について

公民館西分館は、最新の防災基準に基づく調査の結果、耐震基準が不足しており、甚大な災害時において不特定多数の避難者の安全を完全に確保することが困難であると判明いたしました。

災害時、皆様により安全な環境（加茂西小建設予定地など）へ確実に避難していただくため、本施設については避難所としての指定を解除し、より安全性の高い近隣施設への誘導を図る方針となりました。

3 2階部分を利用する理由について

これまで2階部分の使用を制限してまいりましたが、今回の移転にあたっては、「利用者を限定し、職員による管理・誘導が徹底できること」を条件として活用することといたしました。

「不特定多数が昼夜を問わず滞在し、高度な安全性が求められる避難所」としての基準と、「特定の利用者が日中のみ活動する平時の施設利用」に求められる基準は異なります。市としましては、建物の構造を考慮し、適切な管理下であれば児童生徒の活動の場として安全に活用可能であると判断したものです。

4 安全確保に対する考え方

避難所指定は解除いたしますが、開館中に災害が発生した際の安全確保については、次のとおり万全を期してまいります。

(1) 避難誘導體制の整備

施設利用中に地震や火災が発生した際に備え、職員による迅速な誘導マニュアルを整備し、定期的な訓練を実施します。

(2) 2階の限定的な利用

2階部分は、通室児童生徒と職員のみ利用に限定することで、建物への負荷を軽減し、有事の際も即座に避難・点呼が可能な体制を維持します。

結びに

「避難所には適さないが、平時の活動には活用する」という方針に対し、ご不安を感じられる部分もあるかと存じますが、これは市としては既存の公共施設を有効活用し、児童生徒の教育環境を維持しつつ、住民の皆様の安全を第一に考えた判断でございます。

何とぞ、事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ】

加茂市教育委員会

学校教育課（担当：相田）

電話：52-0080